

マイナポイントによる消費活性化策について



総務省

令和元年12月24日

自治行政局地域力創造グループ
マイナポイント施策推進室

マイナポイントによる消費活性化策について

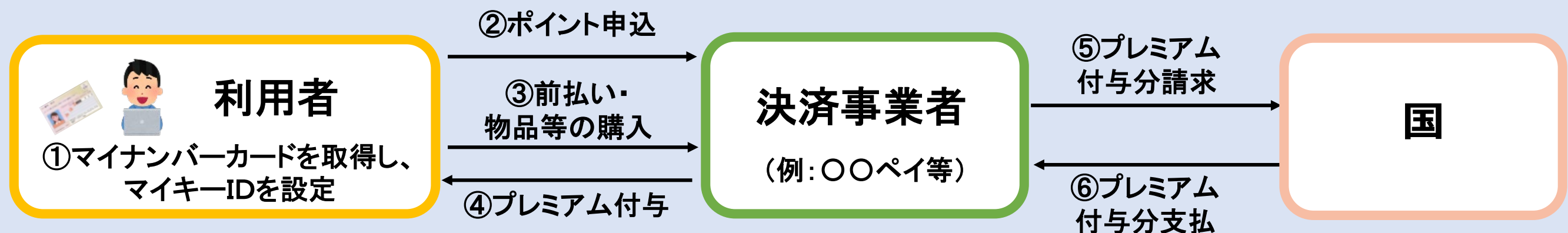
令和元年12月20日
デジタル・ガバメント閣僚会議
配付資料

- 消費税率引上げに伴う需要平準化策として、東京オリンピック・パラリンピック後の消費を下支えする観点から実施する。あわせて、キャッシュレス決済基盤の構築を図る。

制度概要

- **マイナポイントの利用が可能な者**：マイナンバーカードを取得し、かつ、マイキーIDを設定した者(4,000万人)(①)
- **マイナポイント利用方法**：
 - ・利用者がキャッシュレス決済サービスを1つ選択して、マイナポイントを申込み(②)
 - ・当該決済サービスにおいて、「前払い」または「物品等の購入」を行った場合(③)に、マイナポイント(プレミアム分)を、当該決済サービスのポイント等として取得(④)
 - ・当該決済サービスが利用可能な店舗等において、取得したポイント等を利用
- **国庫補助**：キャッシュレス決済事業者に対して、利用者に付与したポイント等に相当する額を国が補助(⑤,⑥)
- **マイナポイント利用上限**：5,000ポイント（2万円分の前払い等） ※1ポイント=1円相当
- **プレミアム率**：25% ※小口での前払い等も可能
- **事業実施期間**：令和2年9月～令和3年3月までの7カ月間（前払い又は物品等の購入が行われる期間）
- **令和2年度予算案**：2,478億円
- **令和元年度補正予算案**：21億円

マイナポイント事業の仕組み



マイナポイント利用の前に必要な手続き

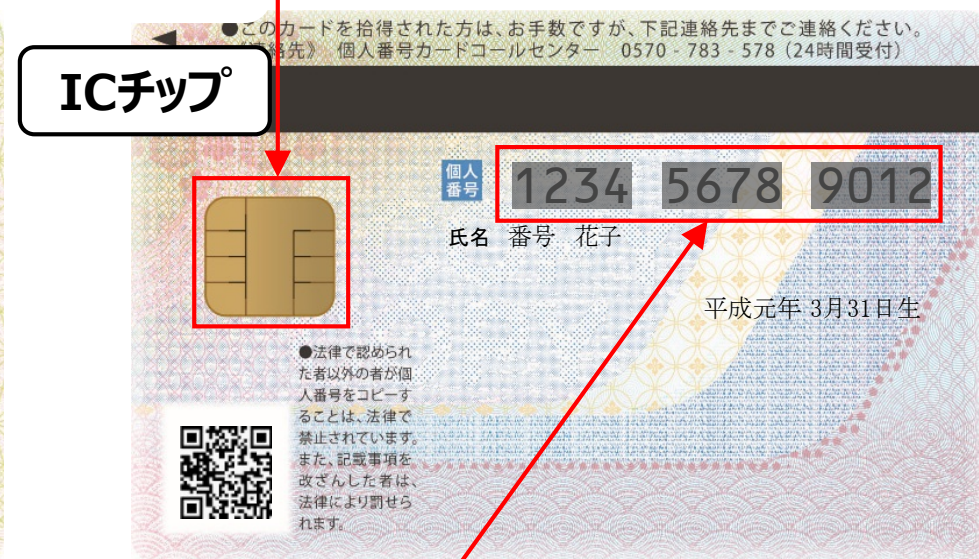
マイナンバーカードの取得・公的個人認証の設定

マイナンバーカードの交付時に、
数字4桁の暗証番号を設定することで、
利用者本人であることを証明する「利用者証明用電子証明書」を
利用可能に

表



裏

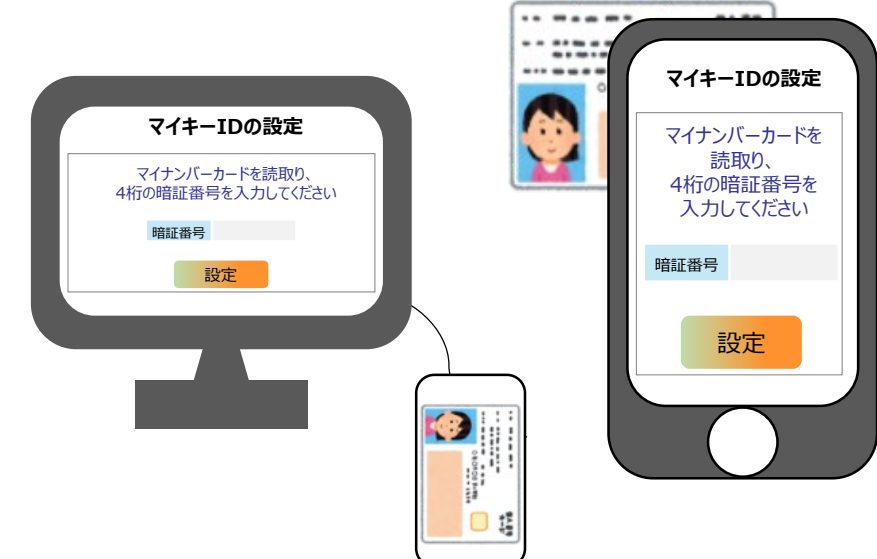


マイナンバー:123456789012
(12桁の数字)

利用目的が、
社会保障・税・災害対策に限定

マイキーIDの設定

公的個人認証の機能を活用し、
マイナンバーカードを読み取り、
数字4桁の暗証番号を入力

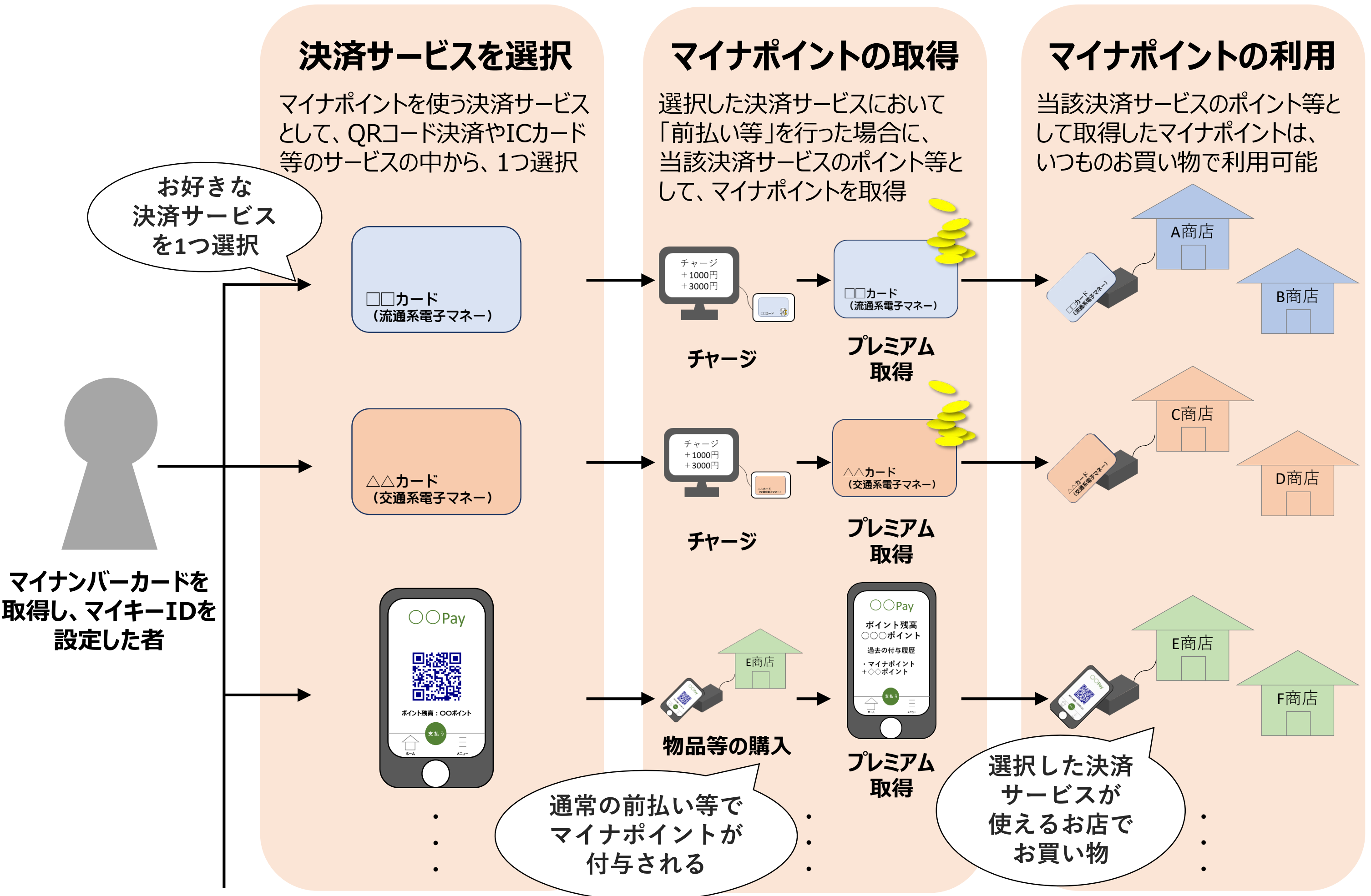


マイキーID:1234ABCD
(8桁の英数字)

マイナンバーとは異なり、
広く行政サービスや民間サービスで
利用可能

マイナンバーとは別のID

マイナポイントの利用方法



※ 「前払い等」とは、「前払い」または「物品等の購入」のことをいう